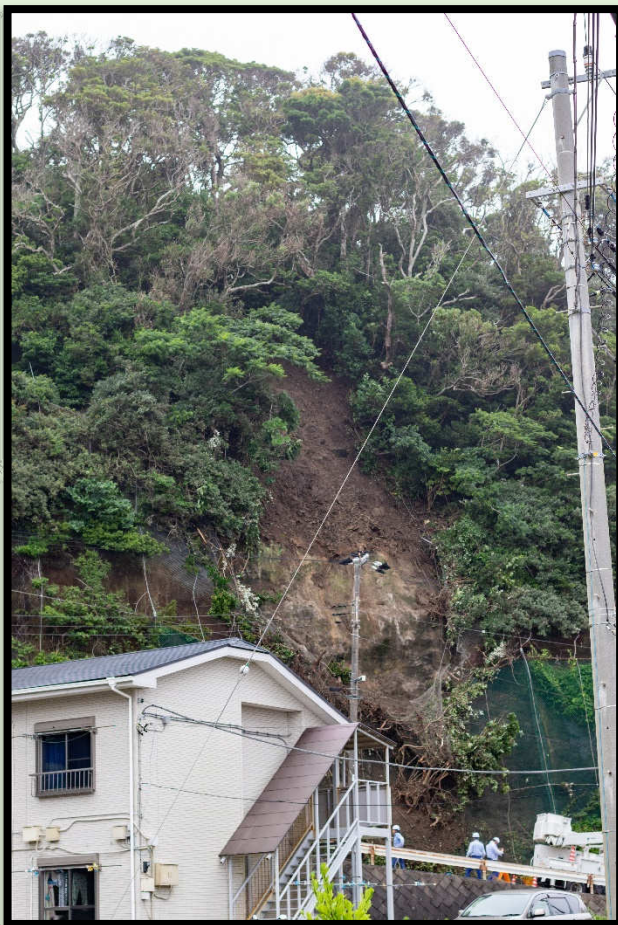


姫路市住宅土砂災害対策支援事業補助金



多発する土砂災害から身を守るため、

R 区域からの移転を支援します！

(土砂災害特別警戒区域)

除却・移転

最大

821.0

万円補助します！

※詳しくは裏面をご覧ください。

姫路市

令和 7 年 4 月改正

・姫路市住宅土砂災害対策支援事業補助金とは

土砂災害特別警戒区域(R 区域)における土砂災害から住民の生命と身体の保護を図るため、姫路市が**危険住宅の除却又は移転に係る経費の一部について補助する制度**です。

・補助内容

除却事業

補助対象者※が**危険住宅の除却**を行う事業

・危険住宅の除却に要する経費(補助対象限度額 **200 万円**)について補助を受けることができます。

移転事業

補助対象者※が危険住宅を**除却**し、当該住宅に代わる住宅(市内に限る)を**建築し、又は購入して移転(これに必要な土地の取得を含む。)**を行う事業

・移転先住宅の建設・購入に要する資金を金融機関等から借り入れた場合において借入金利子相当額(年利 8.5%を限度とする。)の補助を受けることができます。(補助対象限度額 **421 万円**(建物 325 万円、土地 96 万円))
・これに加えて上乗せ分として、移転先住宅の建設・購入費を補助できます。(補助対象限度額 **200 万円**)

※**補助対象者**:危険住宅(土砂災害特別警戒区域内に存する建築基準法施工令 80 条の 3 の規定に適合しない住宅)に居住する者

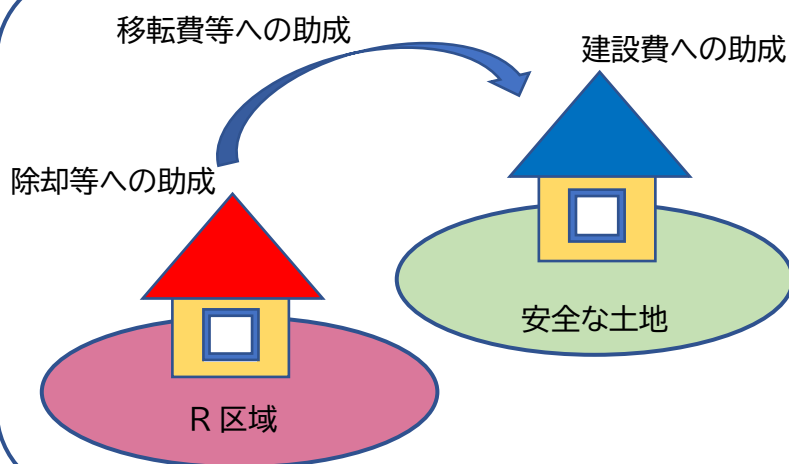
※市街化調整区域の災害イエローゾーン内は原則移転事業の対象外

※移転事業は省エネ基準に適合すること

・補助申請手続き

- ① 事前相談
 - ② 補助申請
 - ③ 審査・交付決定
 - ④ ローン契約
 - ⑤ 建築工事
 - ⑥ 引越し
 - ⑦ 既存住宅撤去
 - ⑧ 完了報告(実績報告)※原則年度内
 - ⑨ 補助金交付(審査後)
- 移転事業を行う場合

適用 イメージ図



・お問い合わせ先

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
姫路市役所 都市局 まちづくり部 まちづくり指導課
TEL 079-221-2540 FAX 079-221-2757

姫路市住宅土砂災害対策支援事業補助金

検索

土砂災害特別警戒区域(R 区域)につきましては、兵庫県 CG ハザードマップをご確認ください。

兵庫県 CG ハザードマップ

検索